

平成21年8月10日

金融庁総務企画局企画課調査室

担当者御中

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (NACS)

消費者提言特別委員会

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正案に関する意見

今般、内閣府が策定した「標準的なガイドライン」をもとに、金融庁では「金融分野における個人情報に関するガイドライン」について改正案の取りまとめが行われました。その内容については、基本的に賛成いたしますが、以下の部分についてさらにご検討いただきたく、意見を述べます。

第2条-1

「個人情報」が生存する「個人に関する情報」であり、「個人に関する情報」が具体的に何であるか明示されたことにより、個人情報の概念がより明確にされたことを評価します。これにより、一部に見られる個人情報の過剰な反応にも対処できることと思われれます。

第2条-4-⑤

取扱う個人情報の量、及び利用方法からみて、個人の権利利益を害するおそれが少ない者として、個人情報によって識別される特定の個人の数が5000を超えないものは、「個人情報取扱事業者」の対象から外される、とされていますが、当該事業者においても個人情報の適正な取り扱いが図られるべきであると思います。なぜなら消費者にとっては、相手の事業者が法の対象となる事業者かどうかにかかわらず、個人情報の適正な取り扱いがなされることが望ましく、「個人情報取扱事業者」から除かれる事業者にも適正な取扱いの努力義務を課すことが必要と思われるからです。

第3条

利用目的の特定の事例として、「契約不成立の場合の個人情報の取扱い」を事例として追加することが望ましいと考えます。解約後や契約不成立時の際に、一度提供した個人情報については、契約と個人情報は別であるとの解釈で、個人情報がそのまま利用されていますが、この解釈は、一般的な消費者の想定できる範囲を超えていると思われます。事例を追加することにより、消費者の利益を確保すべきです。

第10条-1

第11条-1

第12条-1

「個人情報が漏えい、滅失又は棄損をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事実の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする」とあり、第10条のみ措置を取らなくてもよい場合の事例が一例示されていますが、他の部分にも事例追加をお願いします。それにより事業者の管理義務等が明確に把握できると思われま

第12条-3

個人情報取扱事業者が委託先の個人情報の安全管理について、現行の「～が必要である」との努力規定から、「～いなければならない」との必要措置になったことは、個人情報の安全管理を図るために評価できます。

第23条

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）に盛り込む事項として、

- ・ 本人からの要請による個人情報の利用停止
- ・ 個人情報の取扱の委託状況の透明化の推進
- ・ 顧客により利用目的の限定及び本人の選択による利用目的の限定
- ・ 個人情報の取得元又はその取得方法の明記

が挙げられたことは評価します。

最後に、先の生命保険会社の顧客クレジットカード情報流出に関しては、早急の真相究明と今後の再発防止の監督上の対応をお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 花井淳子 佐藤寿美

〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学ビル

TEL 03-3718-4678

FAX 03-3718-4015